

平成 2 9 年度三木町農業委員会
1 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成29年度三木町農業委員会
1月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 平成30年1月19日
(会議時間) 13:30～14:15
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数17名

1番	渡辺 正春	11番	井戸 俊博(欠席)
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸(欠席)	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	新地 照男	15番	鎌倉 博之
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子
7番	松田 隆雄	17番	鎌倉 守
8番	香川 県	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明願について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、1月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等9件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、藤本委員、井戸委員です。定例会議事録署名委員につきましては、藤澤委員と中川委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が3件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：氷上字東丸岡 4筆 2, 697㎡

地 目：田4筆

譲渡理由：農業廃止

譲受理由：経営規模の拡大

権 利：所有権移転売買

番号1について、現在譲渡人の父が利用権設定を行い耕作していました。この度、譲渡人が高齢になったこともあり、譲受人に購入してほしいという話があったために申請に至ったものです。下限面積等に関しては、同一世帯内で4反を超えており、要件は満たしております。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による買受

適格証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による買受適格証明願について

番号1 申請地：井上字馬場 2筆 1,014㎡
地目：畑2筆
区分：公売
買受理由：経営拡大
開札期日：平成30年2月19日

番号2 申請地：井上字池上 2筆 843㎡
地目：田1筆、畑1筆
区分：競売
買受理由：その他

番号1について、公売による農地の取得になります。債権者は高松国税局で、公売公告第23号となっております。下限面積等に関しては、問題がありませんでした。

番号2について、競売による農地の取得になります。申請地については未相続地で、申請人の母が所有する農地でした。相続が相続人の間でうまくいかなかったために、競売にかけ、その金額を相続人同士で精算するという方法が取られたために競売にかけられたものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第3条の規定による買受適格証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：田中字尾端 2筆 499㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：新築住宅平屋建 1棟 132.66㎡
車庫平屋建 1棟 12.21㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：氷上字寺ノ前 12筆 5,143.36㎡
地目：田12筆
現況：田12筆
目的：分譲住宅2階建 15棟 77.01㎡
権利の種類：所有権移転売買
併用地：雑種地等 661.69㎡

番号3 申請地：氷上字寺ノ前 1筆 87㎡
地目：田1筆
現況：進入路1筆
目的：宅地拡張
権利の種類：使用貸借権設定
併用地：宅地 352.21㎡
造成時期：平成24年頃から

番号4 申請地：氷上字境湊 2筆 1,294㎡
地目：田2筆
現況：田2筆
目的：駐車場
権利の種類：賃貸権設定

番号1について説明します。

親族間での使用貸借権となります。当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、無断転用の是正となります。無断転用になりますが、始末書が添付されており、その他、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いします。

14番委員

それでは、現地調査の報告を行います。1月分の農地法関連の申請について去る、平成30年1月15日(月)の午前9時から5条申請4件につきまして、協会長、高尾職務代理人、井戸委員、谷井委員(当番委員)、事務局3名の合計7名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請、番号3です。こちらにつきましては、すでに造成が行われており、宅地への進入路として利用されておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

4番委員

5条申請番号1について、説明します。

この申請については、親族間での申請になっております。入口の進入路ですが、東側に水路があり、この水路におきましては、水の流れが見えるようグレーチングを入れてもらうようにしています。

13番委員

5条申請番号2について、説明します。

分譲住宅2階建15棟で、周辺の同意は全部もらっています。用途排水が南側に水路がありますが、特に問題なしということです。

5条申請番号3について、説明します。

先月、申請地の西側にある農地を転用申請しており、その際発覚し、追加の申請になります。譲受人の宅地への進入路として使用されておりました。特に問題はありません。

事務局

5条申請番号4について、地元農業委員が欠席のため、事務局より説明します。

申請に至った理由ですが、申請地の南側に位置します、店舗において譲受人が飲食店を営むことになりました。しかし、店舗の敷地内では、駐車スペースが数台しか置けないために、北側で

来客者のための車を置く計画となっています。周辺に農地は東側にありますが、東側の農地につきましても、間に農道水路を挟んでおり、排水等に影響を与えるものでもなく、その他、特段問題はないと思われまます。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

5条申請番号2について、雑種地で661㎡の併用地があると説明がありましたが、位置図では、申請地は赤で、併用地は黒で囲っていますが、面積的に黒が大きいような気がしますが、どうなんですか。

事務局

位置図につきましては、わかりやすくするため、併用地がどこに位置しているかと大きめに囲っています。ただ、面積としましては、議案書に記載しているとおりです。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 148㎡
地 目：田
目 的：農業用倉庫

番号2 申請地：井戸 26㎡

地 目：田
目 的：農道

番号1について、説明します。

平成4年当時、利用していた農機具小屋が手狭になったために、自分の所有する農地において新たに農機具保管のスペースを確保のために、農機具小屋を建てたものです。面積も200㎡未満であり、使用についても農業用倉庫として使用されていることが確認できたために、非農地の申請がされたものです。

番号2について、説明します。

非農地となったのが昭和22年頃となっており、農地法の施行が昭和27年と、農地法施行前に非農地にされたものは、非農地証明をすることができるということで、この度の申請となったものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

番号2ですが、農道ということですが、現在農道として使用していると思いますが、この部分を農道として、一体として使うと思いますが、その部分の登記関係はどうなるのでしょうか。

事務局

周囲にも同じく道があり、筆が分かれています。その道の部分につきましては、地目が公衆用道路となっておりますので、今回の申請地につきましても、公衆用道路として登記されるものと思います。

12番委員

ありがとうございました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が8件、再設定が17件で合計25件になります。総設定面積は65,405㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は5件で、総設定面積12,724㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第5条の規

定による許可申請の取下について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第5条の規定による許可申請の取下について

番号1 申請地：池戸字大塚 7筆 4, 112㎡

地目：田4筆、畑3筆

取下理由：転用計画廃止

番号1について説明します。

当該申請は、平成28年9月1日に転用申請がされており、当初の計画では、譲受人が店舗用地として店舗を構える計画でした。他法令である開発申請がまだ出されておらず、転用許可そのものは、保留中となっていました。この度これ以上、譲受人が、経営規模を拡大することが難しいとの理由から、転用の廃止をすることとすることで、5条許可申請の取下申請がされたものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

12番委員

農地転用はすでに許可になっているのですか。当然1,000㎡を超えると町の開発協議をしないといけないということで、農地転用は通ったが、開発協議のほうで何か不都合があったのですか。そのあたりの理由はどうなっていますか。

事務局

農地転用の許可そのものはまだ出ていません。転用の許可を出す際、他の法令の許可も出ていないと、農地転用の許可も出ないことになっていまして、まだ、開発許可は下りていません。その理由につきましても、そもそも譲受人が、事業を進めていく計画そのものを見直しするということで、中止になったと聞いています。

12番委員

隣接同意の問題ですか。

事務局

隣接同意については、何の問題もありません。農地転用の申請時にも隣接同意は得られておりました。

12番委員

結局、理由は何ですか。

事務局

事業主が、ここでは商売する方向ではなくなったということだと思います。

12番委員

要は、事業主が、事前の精査ができていなかったということですか。

事務局

事業主が、ここで事業を行うのは厳しいと判断したということです。

12番委員

過去には、あまりこのような例はありませんでしたね、会長。

会長

次からは、原因を詳しく説明していただければと思います。他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第2号、農地法18条第6項解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：平木字荒木 681㎡
地目：田1筆
解約日：平成29年12月20日
解約理由：売買のため

番号2 申請地：池戸字丁田 1, 867㎡
地目：田4筆
解約日：平成29年12月28日
解約理由：農業廃止

番号1について、売買のため解約するものです。

番号2について、賃借人の農業廃止のためとなっています。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。続きまして、報告第3号、使用貸借返還通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：田中 3, 725 m²
地 目：田3筆
解約日：平成29年12月31日
解約理由：労力不足

番号2 申請地：田中 1, 236 m²
地 目：田1筆
解約日：平成29年12月31日
解約理由：労力不足

番号3 申請地：氷上 2, 697 m²
地 目：田4筆
解約日：平成29年12月28日
解約理由：売買のため

番号1について、借人の労力不足により解約するものです。

番号2について、借人の労力不足により解約するものです。

番号3について、議案1号に記載しているとおり、売買を行うため解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了といたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成30年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____